市民参加実施予定シート

予定 F成31年4月1日時点

担当課(商工振興課、スポーツ振興課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市コミュニティブラザの所管課替えに伴う条例の制定及び条例の廃止	-1	〈メリット〉 ・現在の利用実態に合わない条例及び所管課を、実態に即した条例及び所管課へ事務移管することで市民利用及び事務等の効率				
名称	(仮称)「流山市コミュニティブラザの設置及び管理に関する条例」の制定(スポーツ振興課) 「流山市勤労者福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に管理に関する条例」の廃止(商工振興課)	市民等への影響	化を図れる。 〈デメリット〉 ・なし				
	・コミュニティブラザの利用実態に即し、勤労者福祉施設から広く市民に利用されるスポーツ施設とするため、条例制定及び現条例の廃止をし令和2年4月からの組織改編で所管課を変更し事務移管するものである。 ・その際の利用上のルール変更は生じず、これまでどおり、利用実態に即した利用のままであり、市民等への影響はない。						

(1)市民参加の対象事項について

市民参加0	D対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)				
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの			
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの			
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの			
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由				
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		ュニティブラザの利用実態は、スポーツ利用等を主な目的とした一般市民の利用となっている。よって、現在の利用実態に即した条例 管課を変更し事務移管するものである。その際の利用上の変更(利用者制限、利用料変更)は生じず、これまで通りであり、市民等へ			
			官跡を変更し事務を官するものである。その際の利用工の変更、利用名制版、利用科変更用は主じす、これまで通りであり、市民等へ じるものではなく、市民参加の必要性が乏しいことから手続きの対象外とし行わない。			

(2)市民参加の手法について

	方法		

113 204	以										
	実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等 その他特記事項		左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由					
		審議会等									
		パブリックコメント手続									
複数		意見交換会									
実施		公聴会									
,,,		政策提案制度									
		その他									

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度							平成●	平成●●年度						平成●●年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容·理由	変更項目	変更日	変更内容•理由